教職調整額支給細則

平成16年 4 月 1 日 細則第 23 号 改正 平成19年 7 月30日細則第 22 号 平成21年 3 月23日細則第 11 号

(趣旨)

第1条 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程(平成16年規程第14号。以下「給与規程」という。)第27条の規定による教職調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(教職調整額)

第2条 教職調整額は、附属学校に勤務する教諭等の勤務態様の特殊性を考慮して、所定 勤務時間の内外を問わず包括的に支給対象として評価する職務に対して支給することを 目的とするため、給与規程第19条の規定による超過勤務手当及び第20条の規定によ る休日給の一部としての性質を有する。

(教職調整額を本給とみなして適用する法令)

- 第3条 給与規程第27条第2項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる法律の 規定及びこれらに基づく命令の規定の適用については、同項の教職調整額は、本給とみ なし、算出の基礎とする。
 - (1) 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程(第14条,第29条,第30条及び第3 1条の規定に限る。)
 - (2) 国立大学法人鳴門教育大学職員退職手当規程

(本給月額の半額が減ぜられた場合の教職調整額の額)

第4条 給与規程第35条の規定により本給月額の半額が減ぜられた場合における教職調整額の額は、当該半減後の本給月額を基礎として算出した額とする。

(育児短時間勤務をする職員の教職調整額の額)

第5条 国立大学法人鳴門教育大学職員の育児休業等に関する規程(平成16年規程第19号)第16条による育児短時間勤務職員にあっては本給月額に国立大学法人鳴門教育大学職員の勤務時間,休暇等に関する規程(平成16年規程第18号)第27条の2により定められたその者の勤務時間を38.75時間で除して得た数を乗じて得た額を基礎として算出した額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、教職調整額の支給に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成19年8月1日から施行する。

附則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。